

資料 No.2-1

「教育・保育提供区域の設定」 について

教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法 第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

（内容）

1. 市町村は、基本指針に即して5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める。
2. 市町村事業計画においては、次に掲げる事項を定める。

（1）教育・保育提供区域ごとの、

- ①各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
- ②教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

（2）教育・保育提供区域ごとの各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

（以下省略）

教育・保育提供区域＝計画の記載の基本単位
（量の見込み・確保の内容をこの区域ごとに記載）

参考：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（イメージ）

計画における記載イメージ

- ・教育・保育施設、地域型保育事業の別に5年分設定

教育・保育提供区域ごとに記載

〇〇地区		1年目			2年目			3年目		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
①量の見込み (必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育園 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①		0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	0人	0人	0人

- 市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定

※地域ごと・事業ごとに記載

※地域子ども・子育て支援事業 (〇〇地区)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(▲4か所)	▲100人(▲2か所)	0

「教育・保育提供区域」の法律上の定義

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

国の基本指針（案）

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり

- ①地域型保育事業の認可の際に使われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定
- ②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本

瑞浪市の既存の区域設定

		区域数	特色	実施されている計画や事業等
1	自治会・コミュニティ地域	8	地域的な視点に立って地域の活動を促進するために設定された区域	瑞浪市総合計画 地域福祉計画 など
2	小学校区	7	小学校ごとの区割り	小学校
3	中学校区	6	中学校ごとの区割り	中学校

1. 自治会・コミュニティ地域（8区域）・・・①瑞浪 ②土岐 ③明世 ④稲津 ⑤陶
⑥日吉 ⑦釜戸 ⑧大湫

2. 小学校区（7区域）・・・①瑞浪 ②土岐 ③明世 ④稲津 ⑤陶 ⑥日吉
⑦釜戸・大湫

3. 中学校区（6区域）・・・①瑞浪 ②土岐・明世 ③稲津 ④陶 ⑤日吉
⑥釜戸・大湫

地域別の教育・保育施設等の設置状況

	瑞浪地区	土岐地区	明世地区	稲津地区	陶地区	日吉地区	釜戸地区	大湫地区
保育園（幼児園保育部）	○（5園）	○（2園）	×	○（1園）	○（1園）	○（1園）	○（1園）	×
幼稚園（幼児園教育部）	○（3園）	○（2園）	×	○（1園）	○（1園）	○（1園）	○（1園）	×
地域子育て支援センター	○（1か所）	○（1か所）	×	○（1か所）	×	×	○（1か所）	×
公立小学校	○（1校）	○（1校）	○（1校）	○（1校）	○（1校）	○（1校）	○（1校）	×
公立中学校	○（1校）	○（1校）	×	○（1校）	○（1校）	○（1校）	○（1校）	×
放課後児童クラブ	○（2か所）	○（1か所）	○（1か所）	○（1か所）	×	○（1か所）	○（1か所）	×

※あくまでも、施設の位置を示すものであり、対象地域を限定しているものではありません。

《別紙》 教育・保育施設の配置状況 参照

（注意）

提供区域＝事業実施単位ではないため、仮に6区域を教育・保育提供区域とした場合でも、小学校区ごと等に事業を実施することを妨げるものではない（放課後児童クラブなど）